

學校教育法施行規則幼稚園の部解説（二）

文部事務官 笠原謙二郎

は し が き

「幼児教育」の依頼に應じ本年五月廿三日文部省令第十一號を以て公布された學校教育施行規則第七章、幼稚園の諸條文を逐條的に解説して、幼稚園、保育所、託兒所等の關係者の參考に供したいと思ふ。之がためには此の省令の基礎づけをなす教育基本法（昭和廿二年三月卅一日法律第二十五號同日公布）及び學校教育法（昭和廿二年三月二十五日法律第二十六號三月三十一日公布）や前記施行規則の第一章、則及び附則中の關係諸條文にも時折ふれることも亦、讀者の理解を深める上に役立つと思ふるので、豫め御斷りしておく。

前提として従來の學校制度が根本的に改正されて新しい學校教育法が生れなければならなかつた理由を二三述べて見ることにする。日本の現状を省みるとき敗戦の原因は多々あろうが、吾々教育者が其の大部分の責任を負うべきであるといつても過言でないと思ふ。では、吾々は直接關係に自分達が蒔いた此の敗戦といふ歴史的現實の責任を何で償わなければ

ならぬか。それは當然民主教育といふ立派な柱に充實した裏付をなすことに外ならぬのである。斯く考へるとき、大學より幼稚園に至る全教職員は一日も安閑としては居られない。眞の民主教育というものは生やさしい努力で達成し得るものではないことを充分理解して日々の職場に精進しなければならぬ。

之迄の學校關係法令は、殆んど例外なく、各學校體系毎にそれ／＼單行の勅令（例えば大學のために大學令、幼稚園のために幼稚園令、同施行規則等々）というものが作られて來た。當然の結果として、學校體系は頗る複雑となつた。茲に一寸注意を引いておきたいことは、文部省關係の法令で議會の協賛を得た法律というものは、經費關係の教育費負擔法とか、宗教團體法とか極少數のものであることである。之が中央集權的畫一教育となり、或者に利用され勝の手段となる教育、これは必ずしも軍閥につけこまれたばかりでなく、學校卒業證書は就職の鍵となり、如何なる人格と能力を有つ者であるかをいう前に、先ず何處出身であるかによつて其の人の

前途の大部分を決定していた様な教育即ち軍閥教育、學閥教育となつた所以である。教育機會の不平等、激烈な試験等々、何んとか非民主的官僚獨占的教育を吾々は無意識に受けて來たことか。この様にゆがめられた教育雰囲気の中に育つて來た八千萬の日本人にとつて、民主憲法を身につけて生きて行くといふことは全く容易な業ではない。眞にローマは一日にしてならぬを痛感する。然し教育者はこゝで匙を投げ出してよいであろうか。否次代の青少年をして其の生き方を誤らせぬように指導する以外に、其の敗戦の責任を雪ぐ方法はないのである。之が又吾々に興えられた神の試練であり貴い使命でなければならぬ。然して此の次代の教育のスタートを切るものは、幼児教育者であらねばならぬ。既に何割か古い教育の種を植付けられてしまつた生徒兒童(青壯年は勿論)の

矯正は、これ又並々ならぬ努力を要する。新教育の五ヶ年計畫、續いて其の恆久計畫の樹立の音頭は、幼稚園、保育所の關係者で取らうではないか。——大部脱線したが、要するに國民が作つた新しい學校教育法によつて、當然教育は男女平等、凡ゆる階級に對して均等な、能力に應じた人間を作る教育を目指すと共に、學校體系は大變單純になつたのである。然し、吾々教育者は決して此の制度を以て完全なものとして満足してはならない。教育が悪い意味で軍閥に代つた政黨に利用されないような、幼稚園から少くとも高等學校まで無償(之は授業料だけでなく凡ての教育費保育費も含めて)の教育を公費で行える地方分權的教育世界を目途とするのが、憲法の理想であるといふ斷定は間違ひであろうか。

學校教育法施行規則抄

第一章 總 則

第一節 設置廢止

第一條 學校には、別に定める設置基準に従い、**多の學校の目的を實現するために必要な校地、校舍、校舎、校具、體操場、圖書館又は圖書室その他の設備を、設けなければならぬ。**

學校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならぬ。

第二條 學校設置の認可を受けようとする者は、左の事項を記載した書類に、校地、校舎、體操場、寄宿舎等の圖面を添え、監督廳に申請しなければならぬ。

- 一、目的
 - 二、名稱
 - 三、位置
 - 四、學則
 - 五、經費及び維持方法
 - 六、學校開設の時期
- 前項第一號から第三號までの變更は、監督

廳の認可を受けなければならぬ。

第一項第四號及び第五號の變更は、監督廳に届け出なければならぬ。

- 第三條 前條の學期中には少くとも、左の事項を記載しなければならぬ。
- 一、修業年限、學年、學期及び授業を行わない日(以下を業日と稱する)に關する事項
 - 二、部科の組織に關する事項
 - 三、教科課程及び授業日時數に關する事項
 - 四、試験及び課程修了の認定に關する事項

五、收容定員及び職員組織に關する事項

六、入學、退學、轉學、休學及び卒業に關する事項

七、授業料、入學料その他の費用徴收に關する事項

八、賞罰に關する事項

九、寄宿舎に關する事項

第四條 校地を増減し、又は校舎、體操場、寄宿舎等の増改築をしようとするときは、その設置者において、その圖面を添え、監督廳に届け出なければならぬ。

第五條 學校の設置者を變更しようとするときは、その設置者において、第二條第一項第一號から第五號までの事項及び變更の年月日を具し、監督廳の認可を受けなければならぬ。

第六條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、兒童又は幼兒の處置方法を具し、監督廳の認可を受けなければならぬ。

第七條 學校教育法によつて設置する義務を負う者の設置する學校の校數及び位置を變更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならぬ。

第二節 免許狀及び資格

第八條 校長（學長を除く）は、校長免許狀を有する者でなければならぬ。

教諭は、教諭免許狀を有する者でなければならぬ。

助教諭は、助教諭免許狀を有する者でなければならぬ。

第九條 養護教諭は、養護教諭の免許狀を有する者でなければならぬ。

第十條 校長免許狀及び教員免許狀の種類、檢定、授與、取上げその他に關する事項は別にこれを定める。

第十一條 學長、教授、助教授及び助手の資格に關する事項は、別にこれを定める。

第三節 衛生懲戒その他

第十二條 身體檢査、健康相談、疾病の豫防措置、學校給食その他衛生養護の施設に關する事項は、別にこれを定める。

第十三條 懲戒は、學校の種類に應じ、校長及び教員がこれを行う。但し退學は、左の各號の一に該當する場合に限る。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 學力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正當の理由がなくして出席常でない者

第十四條 私立學校が、校長を定め、監督廳に届け出るに當つては、その履歷書を添えなければならぬ。

第十五條 學校において備えなければならぬ表簿は、概ね次の通りとする。

一 學校に關係ある法令

二 學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫藥簿及び學校日誌

三 職員の名簿、履歷書、出勤簿並に擔任教科及び時間表

四 學籍簿、出席簿及び身體檢査に關する表簿

五 入學考査及び成績考査に關する表簿

六 資産原簿、出納簿及び經費の豫算決算に關する帳簿並びに圖書、機械器具、標本、模型等の教具の目錄

七 往復文書處理簿

前項の表簿中、學籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならぬ。

學校が廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督廳において學籍簿を保管しなければならぬ。

施行規則第七章 幼稚園

幼稚園の設置基準

第七十四條「幼稚園の設置基準は別に之を定める」之は學
教育法第三條「學校を設置しようとする者は學校の種類に應
じ監督廳の定める設備編制その他に關する設置基準に従ひこ
れを設置しなければならない」を承けたもので、學校を設置
する時は國立、官立とはいわなくなつた。公立私立の如何を
問はず、學校の種類に應じて監督廳（之は法第六六條の規定
によつて當分の間文部大臣である）の定める基準に従つて行
わなければならぬ。學校教育法第六六條の趣旨によれば將
來時勢の進展に應じて此の學校設置基準及び保育要領の制定
權は將來ある時期に下級監督廳に委任せられることを豫想し
ているのである。それで文部省では既に大學高等學校に關し
ては、夫々の設置基準委員會を設けて之が制定も違くないの
である。又小學校特殊學校幼稚園についても續いて制定の豫
定である。尤も之等の設置基準制定以前であつても、従前の規
定によつて存置する學校（學校教育法第九十七條第九十八條
及び同施行規則第九十條、第九十一條參照）は、其の趣旨が
教育基本法の定める趣旨の範圍内で學校を設置變更經營する
ことができるのである。要するに學校設置基準ができない
うちに學校を設置してはならないということではない。

教諭一人の保育する幼兒數

第七十五條「教諭一人の保育する幼兒數は約四十人以下と
する」幼稚園の教員の種類については第八十一條の規定によ
つて園長教諭及その他必要な職員であるから本條文中の教諭
は幼兒の保育を擔任する教諭助教諭囑託講師等凡ての幼稚園
職員の總稱であり、組編制をする場合は、擔任職員の力量幼
稚園の設備規模幼兒の保育的環境等を考えて幼兒數を定める
べき趣旨である。小學校中學校の一學級の児童生徒數五十人
以下を原則として、之以上の學級編制をする時は特別の例外
措置として取扱ふこととしてゐるのに反して、幼稚園では此
の特別措置を定めていないのも、幼稚保育の特質を考慮した
結果に外ならない。殊に幼稚園の教育が小學校教育の基礎で
あり、初めて社會生活に仲間入りをする獨立した人間幼兒の
教育であることに鑑みて當然のことであらう。併せて、幼兒
を常に定つた組とかグループの形に編制して置くことは、た
とえ幼兒の或程度共通の條件を基礎としても、幼兒教育の本
質上妥當なものであるか否かに就ては新教育の行き方から見
て尙多くの研究を要するものではなからうか。

實際保育の現場に携わる者に取つて興味ある課題である。

保育日數及び時數

第七十六條「保育日數及び保育時數は保育要領により園長
が之を定める」本年二月上旬以來半年に亘り文部省に於て
は司令部の民間情報教育部の協力を得て、國立、公立、私立
の幼稚園保育所及び關係官廳、民間の知識経験者等十數名の

方々に依頼して保育要領作成中であつた。殆んど完成の域に達し近く出版する豫定であるが、此の幼稚園保育所等の運営指針とも云うべき「保育要領」の基準に従つて、園長は自己の教育方針を最大限に發揮するように、民主的幼稚園經營を創らなければならぬのである。

次に新しい學校制度に於ては學校の種類に應じて設置基準や種々の學習指導要領が生れることになつた経緯を附け加えて、其の運營を誤らないよう特に希望する次第である。徹底的に法規を簡易化し、教育の民主的的分權を目指した結果、従来の教授要目や教授細目等の省令や訓令を定めることは一切省略することとなつたのであるが、法と施行規則だけで、學校教育の完遂を圖るためには、少くも最小限度のスタンダードをヒントして地方廳や學校長園長の行政的教育的活動研究の範圍を充分發展せしめる趣旨であるから、之等の基準や學習指導要領（何れも省令案の如き法的措置で公布することはないと思料される）を、唯一の金科玉條とのみ心得ることは如何であらうか。當局としては之等設置基準及び指導要領の爲には教育及び保育が、中央集權的に統制劃一化することを最も怖れているのである。

第七十七條「第二十五條、第二十六條、第四十四條及び第四十六條から第五十條までの規定は幼稚園に之を準用する」

幼稚園に準用される之等の條文は凡て小學校關係の條文であるが以下その各々について解説を試み其の當然準用さるべき趣旨を研究して見たいと思ふ。

保育要領

第二十五條「小學校の教科課程、教科内容及び其の取扱に付ては學習指導要領の基準による」小學校中學校の學習指導要領は一般論の外に各教科目別に出來ていて教科内容取扱方を解説してあるが、幼稚園でも從來の保育項目それ自身及びそういう分離した分け方の可否等も種々研究の餘地があるので、結局項目別に保育要領を作成することを止め、小學校の教科課程、教科内容、その取扱等に準ずる幼稚園のそれ等に關する事項は、凡て一冊の保育要領によるべきことがその準用趣旨なのである。

特殊幼兒

第二十六條「兒童が身體の狀況によつて履修することのできない教科は之を課さないことができる」此の條文は教育の民主化、教權の自主性から見て校長及び教員が當然規定を俟たずして措置できる事項ではあるが、或特定の兒童で、先天的又は後天的に特定機能を失つたものがある場合、偶々特別の養護學級等の編成も不可能である理由の下に、一般兒童と同一學級で同じ取扱いをなすことは、兒童の人格を考慮しない取扱ひであることを注意したに過ぎない條文である。以上の立法趣旨より推定すれば更に年少の幼兒を取扱う幼稚園に於ても、當然準用せられる條文であることは明かとなるであらう。

保 育 年 度

第四十四條「小學校の學年は四月一日に始まり翌年三月卅一日に終る、小學校の學期は地方長官が定める」此の學年とは曆年に對する學年度のことであり、日本の歴史、慣習、社會狀勢等より見て之を從來通り會計年度に一致せしめることは政治行政等の諸制度より見て當然の措置でもある。曆年と會計年度の不一致が屢々社會的問題となることは又別問題として保留して置かねばならぬことである。然し學校の學期の區分に付ては、地方長官が之を規定し得るものであり、從來通り三學期制に於ては第三學期が他の二學期に比して頗る短期で各種の不都合不便をかもしている現状を見る時、地方の實情、氣候、風土等の諸條件を考慮し二學期制等も採用し得る餘地が勿論あるものと思われる。

保 育 時 刻

第四十六條「授業終始の時刻は校長が之を定める」本條文も小學校の條文であるが家庭殊に母と一體となつて幼児の育成に當る幼稚園の保育時間、及びその終始の時間は、園長が最もその土地に相應しい決め方をすべく、更に近年保育所託兒所との提携が益々重要問題となりつつある現状、及び幼稚園は最早や特權階級や一部富有家庭の子弟のみを對象とする特定の保育所的段階に止まるべき時代でない社會情勢等に鑑みて、本條文の取扱いに付ては園長の腕を振る餘地が大いに

あるものと考えられる。

休 日

第四十七條「小學校に於ける休業日は次の通りである。

一、一月一日及び國の定める祭日、祝日、

二、日曜日

三、夏季、冬季、學年末、農繁期その他に於て地方長官が

定めた日

休業日の取扱いは教育本來の觀點に加えて、昨今勞働組合の發展、團體協約等の問題とも關聯して特別の考慮を要する問題である。

第一號の元且及祝祭日に關しては終戦後政府で別途の閣令(?)で定めた筈であるが、夏季、冬季、農繁期休業日に關しては監督廳たる都道府縣知事が地方自治運営の妙味を發揮して夫々規定すべきものである。組合と知事又は文部大臣との協約に在る休業日とは、生徒兒童が正規の學級授業を中止するの觀念を原則とするものであり、一般官吏の中でも特別貴重な使命を有する教育者たるものはその尊い職場は寸時も忽せにしてはならない。教育といふ事實は動物や死んだ物體を取扱うものでなく、絶えず成長發展の途上にある幼児の人格完成を目指す聖職であることに深く思いをいたす時、吾々は一層その使命の重大性を感ずるものである。

非 常 の 場 合

第四十八條「非常事變其他急迫の事情あるときは校長は隨時授業を行わないことができる。此の場合に於ては此の旨を地方長官に報告しなければならない」非常災害の發生した場合、貴重な幼児の生命を扱つてゐる校長園長が臨機應變の措置を講ずべきことは教育者としての重要な責務の一つでなければならぬ。斯る場合、不慮の災害を最小限に防止するためには、幼児に對する事業の訓練も大切であるが職員自身の落付いた態度も幼児には非常に強く反映するものであり、眞の教育者としての人格の暗示なる教育作用は、斯る例外的な場合に最も鋭敏に働くものであることを忘れてはならない。又斯る場合の措置に付ては規定を俟つ迄もなく、時期を失せず、その原因狀況結果臨機應處置恆久措置等詳細に互つて、府縣知事に報告し關係者の不安を最小限度に止めるよう教育事業の完遂に努めなければならない。

教員の進退

第四十九條「公立小學校助教諭の進退及び懲戒處分に關する規定は地方長官が之を定める」これも公立幼稚園に準用される一條文であるので之は法第八十一條「幼稚園には園長及び教諭を置かなければならぬ」

幼稚園には前項の外必要な職員を置くことができる。園長は園務を掌り所屬職員を監督する。

「教諭は幼児の保育を掌る」に照して之をみると、公立幼稚園とも當然養護教諭助教諭講師囑託及び事務職員を置く

ことが出来る建前であり、又之を置くことが必要でもある。之等を置いた場合、本官以外の職員の進退及懲戒を知事に規定させぬ規定である。

諸給與

第五十條「公立小學校の助教諭の進退は地方長官が之を定める。前項の助教諭の俸給旅費其の他の諸給與並びに其の支給方法は地方長官がこれを定める」が公立幼稚園に準用されるので前項の解説で當然判るように公立幼稚園で本官たる職員以外の職員を採用せる場合、之等の俸給等及び其の支給方法は府縣知事が地方の財政事情に照して官吏の俸給及び支給方法に準じて適宜定めるべき趣旨であるが、教育保育に従事する職員たる身分及び地位を考慮して妥當な財政措置を講ずべきことけ當然である。(つづく)